

あま市人権学習視聴覚ライブラリー利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、あま市企画財政部人権推進課が保有する教材の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象)

第2条 貸出しの対象は、人権の学習又は啓発を目的として使用する市内に在住し、在勤し、又は在学する者及び市内において事業活動を行う個人、法人又は団体とする。

(貸出制限)

第3条 次の事項に該当する場合は、貸出しをしないものとする。

- (1) 営利を目的とするとき。
- (2) 特定の宗教や宗派又は政治目的として利用するとき。
- (3) 転貸、著作権法の規定に反する複製等を目的とした使用と認めるとき。
- (4) 入場料を徴収して公開するとき。

2 一回の貸出しにおける本数と期間の上限は、原則として3本、10日以内とする。

(手続き)

第4条 借用を申し込む際は、事前に希望する教材の名称や用途、期間を予約した後、人権学習視聴覚ライブラリー借用申込書(様式第1)を提出する。

2 教材を返却する際は、人権学習視聴覚ライブラリー使用結果報告書(様式第2)を合わせて提出する。

(受け渡し)

第5条 教材の受け渡しは、原則としてあま市企画財政部人権推進課の窓口で行うものとする。

(使用料)

第6条 教材の使用は、無料とする。

(弁償)

第7条 教材を滅失又は破損し返却できないときは、現品又は相当の代価をもって弁償するものとする。

付 則

この規約は、平成26年4月1日から適用する。